

昭和二十七年五月三十日(金曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌三君

理事 鍛冶 良作君 理事 田嶋 好文君

理事 田万 廣文君

安部 俊吾君 押谷 富三君

角田 幸吉君 北川 定務君

松本 弘君 眞鍋 勝君

大西 正男君 加藤 充君

佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

檢察法制部 野木 新一君

見第四局長

檢察(中央更生保護) 齋藤 三郎君

委員會事務局長

檢察(中央更生保護) 池田 浩三君

委員會事務局長

法務事務官、中央 大坪 与一君

更生保護委員會 事務局長

委員外の出席者

專門員 村 教三君

專門員 小 貞一君

五月二十九日

戦犯者釈放に関する陳情書(茨城県 議會議長宇田川源次郎)(第二二〇三八号)

同(新潟市西堀通三番町自由党新潟 県支部長渡辺良夫)(第二〇三九号)

市区町村役場における戸籍届出用紙 等の無料頒布中止に関する陳情書

(大分県玖珠郡森町大字帆足西野正 男)(第二二〇四〇号)

同(和歌山市中之島六十九番地瀬村 禎二)(第二二〇四一号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

犯罪者予防更生法の一部を改正する 法律案(内閣提出第一三九号)

○佐瀬委員長 これより會議を開きま

す。

犯罪者予防更生法の一部を改正する 法律案を議題といたします。質疑の通

告がありますので、これを許します。

押谷富三君。

○押谷委員 昨日に引き続きして犯罪

者予防更生法の改正案につきましての

質疑を続行いたしましたと思ひます。

まず今国会に提出をされております

法務府設置法の一部を改正する法律案

におきまして、地方少年委員会、地方

成人委員会の區別を、従来と異なつて

これを撤廃いたしました。また保護

司も少年と成年との區別も同じく撤廃

をいたしております。一体少年の事件

と成人の事件とは、その対象の相違に

よりましておのずから取扱ひ方を異に

せねばならぬと考へるものであります。

しかも少年に對しましては特に相當の

専門知識を必要とするものであります

が、このような一本にするやり方で十

分な成果を上げ得るやいなや相當疑問

があると思ひます。この点

について政府の御意見をまず伺ひを

いたしたいと思います。

○齋藤(三)政府委員 ただいま御指摘

の通りに、法務府設置法等の改正案に

おきまして地方の委員會を一本にし、

また保護司も従ひまして少年保護司、

成人保護司と區別がなくなることに相

なります。これにつきまして過去三

年、この法律の運営にあたりまして仕

事の点からだけ申しますと、少年成

人のおの／＼やり方において異なるこ

ろがございますが、行政機構として二

つありますことは、比較的少人数の委

員会、觀察所において場所によりまし

ては、またまた場合が――若干対立

的な感情等も起りまして、保護司さん

方もまた觀察係の人々もできるならば

これを統合したいというふうな希望

が非常に強かつたのでございませう。

当時やむを得ない事情で統合ができな

かつたのでございしますが、今回は三年

間の実績に照しまして、わずかの人間

を一本にして使う方が能率が上るとい

う意味合いで統合いたしましたのでござ

います。もちろん実際の事件にあたりま

しては少年事件を長く練達されてい

る方に少年事件をお願いする、こういう

ようなやり方によりまして、その技術

的な面において損失をなくし、機能的

な能率の向上をはかつて行きたい、こ

ういう意味合いでございませう。

○押谷委員 この新しい設置法により

まして地方委員會に設けられる委員の

数であります。昨日もこの点につい

てお尋ねをいたしておいたのでありま

すが、大体三人から九人というよう

な数字になるようであります。この委員

を配分される予定の人数はどういうよ

うになつておりますかをいま少し詳し

く承りたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 昨年の行政整理

の際に地方委員の定数が三十九人とい

うことになりました。今度の機構が

統合いたしましたも、同様の三十九人

でやることになつております。但し事

件が非常に過不足がございませう。四

地方のごときは関東の事件数の四分

一以下というふうになつておりますの

で、これらの点及び北海道等交通の便

等もございませうから、それらを勘案

いたしまして、関東は九人、四国は三

人、その他は五人、場所によつて六

人、そのほか二箇所であるか、箇所を

七人にするか、それで全部合せて三十

九人というところで現状とはとんどか

わらない形で参ることに予定いたして

おります。

○押谷委員 この保護司と保護觀察官

との關係でございませうが、これはき

めて緊密なる連絡を保つて、共同の目

的を達成するために協力をせなければ

ならぬのであります。この間が必ず

しも円滑に行つていゝとは考へられな

いような事情にあると聞かされてい

るのであります。はたしてこの保護司

と保護觀察官との關係は円滑に行つて

いるとお考へになつておりますか。ま

たその間において多少とも行き違ひが

あるならば、その間に何かの調整をす

る必要をお認めになつていゝかどうか

を伺ひたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 現在多数の事件

を処理いたしております現状におきま

して、保護司の方々がほんとうに挺身

してその仕事に當つていただかうい

うことがこの仕事の能率を上げる、成績

を納める不可欠の問題であると存じま

して、その間の連絡についてはきわめ

て緊密に行くように注意をいたしてお

ります。大体において非常にうまく行

つてゐるのではないかと存じておりま

す。実際には全国一様には参りませ

んが、二、三十人あるいは四、五十人の

保護司が一つの保護区を構成してお

られて、それが月に一回会合いたし

まして、それに相當の保護司が出席し

て個々の事件の報告を受け、それにつ

いての意見の交換をする、こういうよ

うなことをいたしております。その間

大体においてうまく行つていゝと存じ

ております。しかし部分的には若干問

題があるところが、ある時期にはあ

たこともございませう。それについて

いゝ／＼事情を調査してそれ／＼適切

な処置をいたしております。現在問

題になつておる場所はないように存じ

ております。

○押谷委員 昨日お伺ひいたしました点で

ありますが、引致状によりまして保護

觀察に付せられてゐる者を引致する

といふ、このことは規定上必要であり

ますが、実際の問題といたしまして、引

致状を交付する手續を経る余地がなく

て、その相手方がどこかに行方をくら

ましておつたものが、たゞ／＼道で会

つたとか、電車の中で出会つたとい

うな場合に引致状によつてこれを引

致すれば、それはいいわけでありませ

が、そういう時間のゆとりがない、ただちにこれをつかまえないというような場合において、保護観察官はこの状況においては、何の強制権も持つておられないのであります。そういうような場合において緊急に引致をして、緊急逮捕のような形で、あとで引致状を出すというような手続、そういう処置をする必要をお認めになつておられないかどうかを伺いたいと思ひます。

○大坪政府委員 お答えいたします。お尋ねのような場合もあり得ることと存するのでございますが、大体から申しますと、保護観察官ないし保護司——今は保護観察官のお尋ねであつたかと思ひますが、保護観察官が保護観察を行いますのは、本人の住居地または現在地におきまして指導監督、補導、援護をして行くという建前でございます。身柄に対する特別な強制権を持たないところにうまみを見出して、更生を助けて行くという建前でございまして、例外的な場合のためには、多少遺憾な点が生ずることもありましかれども、現在は今の形で行つても、大して支障はないものと考えております。

○押谷委員 次に少年法との関係であります。少年法第二十五条に、家庭裁判所は少年調査官の観察に付することができるとの規定があります。この観察はいわゆる試験観察と称するものであります。この調査官に観察をさすという制度と、保護観察との関係はどのようなものになるのであります。か、伺いたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 少年法第二十五条によりまして、家庭裁判所が保護処分決定をいたします前に、ある期間

少年調査官の観察に付する、場合によつては外部の人にそれを委託するという制度がございまして、俗に試験観察と申しておりますが、これは、この制度からいいますと、裁判所が決定をいたします前に、やはりある期間調査のために、かような観察をいたす、こういう建前でございまして、若千これを本来の趣旨以外に使つたことがございしましたが、その後最高裁判所におかれまして、機会あるごとに、本来の趣旨のようになつて注意を促して来られて、私は試験観察といふよりは、私は、私は調査観察と呼ぶのが適切ではないか、執行段階に入る前の、決定をするための調査観察である、かように考へております。

○押谷委員 御趣旨はよくわかりますが、この観察が実際上第二十五条第二項第三号の規定によつて、保護観察官または保護司に委託されておるようであり、保護観察とまったくかわらぬものであります。この保護観察との間がはたして円滑に行つてゐるか。中央更生保護委員会と裁判所とが全然所管の役所が違つておる関係から、そこに軋轢を生じまして、現在もまだこの関係は円満に解決をされたという状況に達しておらないと聞いておるのであります。その間の事情を伺いたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 この俗にいう試験観察というものが決定後の保護観察と外形的に同じような外観を呈することとがございまして、従ひまして、これについては、最高裁判所が家庭裁判所のことに關係いたしております家庭局とも十分連絡をとつて、適切な通牒と

いいですか、地方にお示しのあるように、たび／＼連絡をとつておりまして、さしてその間に問題があるということには相なつておりません。

○押谷委員 この新しい設置法で修正をされております予防更生法第十九条で、保護局に調査官及び保護観察官を置くことにいたしておりますが、この調査官と裁判所にある少年調査官との関係は、いかにやうになつてゐるのであるか、一点をお尋ねしたいと思ひます。保護局の調査官が実際上少年を直接手がけるということになりますれば、その間に何らかの調整をする必要があると思ひますが、この点について御意見を伺いたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 お言葉の通りに調査官という同じ名前を使つておられますが、その点ではまぎらわしいのでございしますが、家庭裁判所の少年調査官は、家庭裁判所の裁判官の補助機関として、審判のための調査として、直接送致された少年について、いろいろの調査をいたしております。中央委員会に置かれております調査官は、現行法のもとにおいても置かれておるもので、その仕事といたしましては、犯罪の科学的調査、研究、犯罪者の人格、性行あるいは心理学的な点、そういうものを調査いたしまして、全般的に犯罪者の改善あるいは犯罪予防という面について、大きな企画をする資料を調査いたしておるのでございまして、中央委員会の調査官が直接少年にタッチする機会が全然ございませぬので、實際上においては紛淆を来すことはございせん。

○押谷委員 やはり家庭裁判所と法務府の関係であります。今度の裁判所の職員定員法を修正いたしました。家庭裁判所に法官を配属して、少年事件の特殊性にかんがみ、少年の心身の調査をなさしめることになつております。しかるに従来法務府には少年保護司が科学的にきつめて綿密な調査を行つて、その結果を裁判資料として、裁判所に送つてゐるのであります。同じような事務柄に、二つの役所がそれ／＼の法律の根拠に基いて仕事をいたしておる関係になりますならば、この両者の間において何らかの調整をする必要があると思ひますが、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

最高裁判所の家庭局では、この保護観察所はむしろ裁判所に設置をさるべきものであるというやうな強い意見を持つておるやうに聞かされておるのであります。この点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 当初少年法あるいは少年院法の立案の際に私も参予いたしまして、その点をいろいろ研究をいたしました。少年の特殊性によりまして、少年の性格その他について科学的な調査研究をして、初めて適切な審判もでき、適切な矯正教育もできる、こういう意味合いでありまして、あるいは理想的にいふならば、きつめて連絡のいい組織にして、おの／＼の機関に調査鑑別の組織、機能を持たせるといふことが最も望ましいのかもしれないが、それはまた非常な負担を要することに相なります。少年院においてもそれを必要とし、保護観察所においてもそれを必要とする、また家庭裁判所の審判にもそれが必要で、三箇所同じ施設を置くというところは避けた

方がいいのではないかと考えまして、保護鑑別所ができたのであります。これは法務府内におきましては同じ部局でございまして、少年院も保護鑑別所も現在においておの／＼ほしいというやうな要望がございしますならば、家庭局、家庭裁判所は外部的な関係にお互いになりますので、あるいは不便と考へられてお置きになつたのか、その辺のところは私も正確のこととは申し上げかねますが、大体今までの経過はさうなことになつております。

○佐瀬委員 他に御質疑はございせんか。田万廣文君。

○田万委員 簡単に尋ねたいと思ひます。それは三十条の二項の点ですが、本法の逐条説明によりまして、面接の点については、「本人と面接をします」とは、本人が仮出獄または仮退院に適するかなにかについての確かな心証を得るために、また本人の更生を確保するためにも、重要な意義のある適切な方法であります。こので、本項におきましては、現行第三十条と同様、その審理を行う委員は必ずから本人に面接しなければならぬことを原則といたしました。と説明されておるのであります。それに關連してお尋ねいたします。それはこの但書に、本人が重病または重傷である場合、「その他中央委員会の規則で定める場合」であつて、仮出獄又は仮退院を許すことを相当と認めるときは、この限りでない。その文句の「中央委員会の規則で定める場合」ということはどういふ場合が考えられておるのでございせんか。

○齋藤(三)政府委員 まだ確定案は決定いたしておりますが、現在準備を

いたしております範囲で申し上げま
す。重傷、重病等の受刑者で、きわめ
て短期間に出すという場合、それから
前回の審理で、すでに一回あるいは二
回委員の面接が済んでおまして、その
際この点が問題である、その問題が解
消したというふうに見られる場合、あ
るいは開放的な構外作業場に出てお
まして、しかも成績がよい、そして
その開放的な施設によつて全然問題
を起していないというような場合、そ
の他を考慮しておりますが、最も大事
な点は、不許可にするという場合は面
接を省略することができない、許可場
合には省略できる、こういうふうにい
たしております、原則としては面接が
有益でございまして、実際の現状にお
いて、これはやはり重点的に行うこと
が有利である、こういう構想でかよう
な案になつておる次第であります。

○田万委員 おつしやるまでもなく、
この但書の裏は、仮出獄または仮退
院を相当と認める場合は、面接の必要
がないというふうに解されるわけであ
る。そこでお尋ねしたいのは、このう
ちで、あるいは本人との面接によつ
て、あるいは本人と面接して、本人の
状況から判断して、本人の心境も
よくわかつて、相当のものと認められ
る場合も、ときにはあり得るのではな
いか、そういう懸念がありますので、
全然そういう懸念がないとおつしや
れども、あると思えば、また別に
お考え願わなければならぬ点があるの
ではないかと思つてお尋ねしておるの
であります。

○齋藤(三)政府委員 相当と認めて仮
出獄を許さないという決定をする場合
には、必ず面接をしなければならな

い。そしてその結果相当と認める場合
には仮出獄を許可する、こういうこと
をいたしまして、もう見なくても、会
わなくても、今までの資料その他前後
の事情から、これはもう出してよろ
しいという場合だけ、しかもそれは全
部を省略してよろしいというのではな
くて、個々の事案について、もうこれ
は見なくても、会わなくても、出して
よろしいという場合にだけ面接を省略
できるという考え方でございまして、な
おこれにつきましても、委員が直接行
かれない場合でも、地元の警察所が
かかってくるか、面接を聞いて、い
か本人に会つて事情を聞くといふこ
とは、できるだけ考えたいと存じてお
ります。

○田万委員 四十一條の二項の一号に
関連いたしましてお尋ねしますが、こ
の条項によりまして、「保護観察に付
ざれて居る者が第三十四條第二項の規
定により居住すべき住居に居住しない
とき」とございまして、それは居住し
ないという理由について正当な理由が
あるという場合も考えられるのですが、
その取扱ひ方については何ら規定がな
されておらない。実際問題としてどう
いうふうにお取扱ひになるのですか。
引致の問題です。

○齋藤(三)政府委員 仮出獄を許す前
に、本人の申立てにより、委員会も相
当と認めて、居住すべき場所を指定し
てございまして、そして本人が転居す
る必要がある場合は、それ／＼の手続に
より、正当な場合には許す、このう
うことに相なつております。その居住
地から無断でいなくなつてしまふとい
う場合を考えておるわけではございま
す。

○田万委員 住居を変更するときは届
出をしなければならぬ、これは常識
だと思ふのですが、故意でなくして過
失でそういう手続について落ち度があ
る、従つてその結果は、転居の届出を
怠つておるという場合は、やはりこの
かたい規定通りはおやりにならぬと思
ひますが、いかがですか。

○齋藤(三)政府委員 ただいま仰せの
ような場合は、ただ引致をさせること
ができるという場合でございまして、
十分常識をもつて、これは正当な理由
があるというふうにおられる場合は、
引致は出さないことにいたしたいと思
つております。

○田万委員 それから同条の第七項に
よりまして、「第二項の引致状により
引致された者は、引致された時から二
十四時間内に釈放しなければならぬ
こと」とございまして、二十四時間と
いう時間の基準はどういうところから
割出されたか。私どもの考えるところ
では、大体あやまつて引致したような
場合においては、すみやかに釈放して
やらなければならぬ。人権に重大な
関係があるという観点から考えて、二
十四時間は長過ぎるのではないかと。引
致する限りは相当の根拠があると思ひ
ますが、その引致が間違つておつた場
合には、すみやかに釈放しなければな
らない。二十四時間内とありますから、
一時間でも二時間でもよろしゅう
ございませうが、二十四時間という
と相当長い時間でありまして、その点
心配するのです。

○齋藤(三)政府委員 当人の申立て事
項について、またさらに調査を要する
という場合も起るかと思ひまして、最
大限ということで二十四時間内という

ふうにしたしております。運用に当り
ましては、十分御趣旨の点を尊重して、
無用に入権を拘束することのないよう
に努めたい、かように考えておりま
す。

○田万委員 私どもは実態をちつとも
知らないのですが、保護観察というも
のについでの方法はいかなるものか、
ちよつと勉強のために聞いておきたい
と思ひます。

○齋藤(三)政府委員 私どもは、刑務
所に入れましたならば、できるだけ
つばな役になつて人にして社会に早く帰
りたい、こういうつもりでございま
して、刑務所に入りまして、仮出獄を許
すことのできる期間以前に刑務所から
通知を受けまして、それによつて本人
の家庭その他を十分調査いたしまし
て、その調査に當るのには、その地元
地元において有力な信望のある人に依
頼をしまして、これは保護司という名
前でございまして、その方々の調査に
よりまして、またその内成續によつて
仮出獄が決定されるわけではございま
す。そして決定されまして仮出獄にな
りますと、家族の迎へ等をいたさせ
まして、できるだけ家庭に円満に帰る
ように努めまして、その後指定された
保護司が、しかも近所におつて、よく
事情がわかつて信頼できる人が相談相
手になつて、保護観察をいたす、これ
が通常の場合でございまして、特殊とい
いますか、少数の困難な場合には、保
護観察官が直接タッチする場合もござ
いまして、通常の場合は保護司が保護
観察をし、それを毎月警察所に報告を
出してもらう。また会合を開いた際
に、警察所から担当の観察官が出席さ
して、事情をいろいろ聞いて打合せ

をする。こういうことをいたして保護
観察をいたしております。

○田万委員 保護観察といふことに
きれいな言葉ですが、保護観察が多少
行き過ぎになると、せつなく更生しか
けている少年——特に少年ですが、何
か非常に恐怖心を持ち、また反動的に
もうおれは絶対に保護観察からのがれ
られないんだ、いつも目をつけられて
おる、こんなことならまじめにやろう
と思つてもやれやしないじやないかと
いうような反抗心を喚起しておるやう
な向きもなきにしもあらずと私は思
うのですが、そういうことは今までござ
いせんでしたか。

○齋藤(三)政府委員 全国五万余りの
保護司の中に全然ないかとおつしや
いますと、それは私もわかりません
が、しかし私どもは、選挙にあたりま
しても、選挙委員会で十分選考しても
らつてやりますし、また毎月機関誌を
発行し、またその他いろいろ／＼な機会に
保護司さん方に、この仕事は従来のよ
うな警察監視というのではなくして、
本人についてほんとうに親がわりに
なり、兄弟になつて指導をし、また就職
のできない人には就職のあつせんも
し、また相当の年配に達すれば結婚の
媒酌までしてやるといふことにでき
るだけ努めておられて、保護司のほと
んど全部はほんとうに一生懸命にや
つておられると存じております。今回の
恩赦にあたりまして、非常に献身的
に協力していただきまして、予想外の
成績を現在示しております。

○佐瀬委員長 ただいまの保護司の問
題ですが、本法の成果は保護司の双肩
にかかつておるといえるわけでは
ございまして、この選挙、任免、待遇の実際はど

うなつておるのか、保護司に権威と責任と熱心を持たせるためにも重要な問

題であると思いますから、その点を一
応御説明願いたいと思います。

○齋藤(三)政府委員 選挙にあたりま

しては、各府県のそれ／＼の民生委員の推薦会の委員長であるとかあるいは裁判所長、検事正、その他各方面の方々によります選考会によりまして選考し、その選考せられた人に中央委員長が委嘱するという建前に相なつております。待遇につきましては、この仕事为社会奉仕的な面を多分に持つておりまして、保護司法という根拠法におきまして、社会奉仕者としての精神でおやりになるんだということにいたしておりまして、報酬、給与は支給いたしておりません。ただ謝金としてきわめてわずかな謝金を差上げ、そのほか毎月一件について補導に要する若干の費用を国家から支給する、また調査等のために、予備調査、家庭の調査等、視察所から委嘱した場合には官位のあるクレードの人と同等の旅費を出す。こういうことにいたしております。

○加藤(充)委員　私は仮釈放すなわち

仮退院、仮出獄の本質の問題、それから保護観察の本質の問題、これは実質的な効果の面と関連してお尋ねをいたしたいのであります。収容からいわゆる仮釈放までの平均の期間というようなものがまず計数的にありましたならばお尋ねしたいと思うのです。それからなおそれに関連して、その収容から仮釈放の間までに、一時収容された者のこうむつた影響というようなものについて、いづれ考えておられるだ

ろうと思うが、その点を聞いておきたい。

○齋藤(三)政府委員 収容されてから仮釈放になるまでの期間、全国的にどういう数字になつておるか、これにつ

いは現在調査をいたしておりますので、ちよつと申し上げかねますが、ただ終戦前におきましては、仮釈放ということは非常に例外的のことに相なつておりまして、きわめてわずかの数字でございました。終戦後刑務所等の過剰拘禁を緩和するためにこの運用が漸次かわつて参りまして、犯罪者予防更生法のできます昭和二十四年の六月ごろは、仮釈放で出る人が満期釈放で出る人よりも相当多いという現状に相なつておつたのでございます。その後この犯罪予防更生法ができますと、その割合は同じでございしますが、十分調査をいたし、真に仮出獄さすべき人を仮出獄させるということに努め、また仮出獄後の保護につきましてもできるだけの努力をいたしておりますので、この法律施行前の仮釈放の取消しの割合よりも、この法律を施行いたしましてからその取消しの率が相当顯著に減少したておるような実情になつております。

す。

○加藤(充)委員 私は今の言葉の中に重大なものを見出さるを得ないので、われ／＼はここでさきにも申し上げたように、仮釈放並びに保護監察といふものが不幸な反則者あるいは犯罪者に対してどういふような実際上の効果、機能を持つか、これをいまい少し科学的に全体的に考察して、このたびの改正の問題についてわれ／＼の誤たざる審議の責任を果たしたいと思つておつたわけなんです。しかし過剰收容の緩

和のために仮釈放というものが行われたのだということになってしまった

ら、これは入れられた者の利益でなく
て、入れるところがないから、もうし
ようがないからほうり出してしまつ

た、こういう無責任なことになると私は思います。戦争中には何でもかんでも入れて置いた。しかし戦争後犯罪者も多くなつたのかもしみませんけれども、それほどでもないし、今度は入れるところが小さくなつてしまつたから、はうり出すといふことになつてしまつては、私どもはこの法案の質的な問題として重要だと思ひます。これでは入れられた者は入れられても救われぬし、はうり出されても救われぬといふことになるでしよう、まつたく役人や収容所の便宜のために入れたり出したりしてしまふことになると思ひますが、この点どうですか。

○龍野政府委員　ちよつと私も耳ざわりになつたのでありますが、今齋藤局長に聞いたところによりますと、戦争中の実情はうそも隠しもない、やはりそういうような実情であつたさうですが、その当時は御承知の通りにあらゆる方面において兵隊ことづつたといふ

ような関係で非常に人員が不足してお

つた、従つて改過遷善をなすべき刑務所の任務が完全に行われなかつた、それでそれよりも早く社会に出した方がいいのじやないかという考えていたのじやなからうかとこれは想像であります。

○加藤(充)委員 それは逆だよ、戦争中は出さなかつたというのだ。

○龍野政府委員 ちよつと待つてください、うそも隠しもしない、戦争時代の実情はさうであつたと申します。そ

の当時の実情をその当時の責任者にお
ただしになるのはまことにごもつとも

と思いますが、その当時と比べまして、戦後の取扱い方についてはこの仮釈放の精神によつて、遺憾なくやつて

おるといふ点は御承知願いたいと思ひます。

○加藤(充)委員　さすがは議席を持ちながら政府の席に名を連ねたあなただけの答弁だと思ふのですが、今のあなたの答弁とは違ふのです。私は言葉じりをつかまえて問題にして、失言だ、何だかんだといふことを問題にするつもりはありませんが、そういうことに近いようなやり方、そういう取扱い方では、入れられても助からぬし、仮釈放されても、保護観察されても助からぬのだ。この精神の問題、心の置き所、この政策の運営の本質といふことを私どもは問題にするわけなのです。その立場から、今の言葉はきわめて遺憾しごくで、そういう立場で法律をいかにうまいことを言つて解釈しているは改正しては考へる。あなたのなりかゝつた説明なり答弁は、前の人々の答弁と事実を違つたところから出て来て、ます。

「這へか」と云ふが出て来て、さすく
複雑怪奇、混乱していると思うのです

が、それはここでは取上げません。それで収容から仮釈放までの期間は大体どのくらいにあるかについては、数字がわからぬということですが、おそらくあまり長い期間ではなからうと思われるのです。これは何か不定期刑なら不定期刑、あるいはそれに相当するような刑期というものを予定されて、その三分の一勤めなければ仮釈放はせぬのだというような、成文的な、あるいは内規的な制限がありますか。

○齋藤(三)政府委員 刑法の二十八条で、刑が三分一以上経過して、改悛の

状ある者、ということになつております。

○加藤(充)委員　そうすると先ほど言

つたように、収容から仮釈放までの間は大体において刑期の三分の一以上を勤めなければ、あずかれぬということになりますね。そうすると、これは少年の問題、未成年者の問題等を中心に置いてお尋ねをいたすのですが、三分の一というようなものが、少年犯の場合には平均どのくらいの刑期に当るか、これをお尋ねしたいと思います。

○池田政府委員　ただいま御質問の不定期の場合の仮出獄期間の調査でございますが、今全国的な調査は完全に行きとおりませんけれども、最近二十六年の実績を閣下少年保護委員会が扱っている件について調査いたしましたところが、これは不定期刑でありますから短期と長期とございますが、長期の三分の一前後、これが平均になつておるようであります。

○加藤(充)委員　それが具体的には平均としてどのくらいの期間、年月にな

つてゐるかというのを、事実上の数字で承知いたします。票集はついでにま

○池田政府委員 不定期刑の刑期が非常にまち／＼になっておりまして、平均をとるのがむずかしいのでございまして、短期の短かいものでありますと一月というものの——これは例外的であります、そういうものも出ておりますが、大体普通は一年以上であります。それから長期は二年から三年、五年くらいまでが一番多いようでございます。大体この辺で当てはめていいと

ころかと思いますが、正確にはまだ計算いたしてありません。

○加藤(充)委員 長期といつても不定期刑なのですから一般の刑罰の場合とは区別して判断をしなければならぬと思ふのですが、いづれにしても三年、五年というような長期不定期刑を受けられたものについては、しばらくここには別論としておきます。しかし今お話をあつたように、短かいのにならと一箇月、これは極端な例外でもございまいしうが、一年以上というようなもの、これも短かい方の部類の例ですが、その三分の一ということになるので、四箇月足らずということになるのですが、そういうような事柄のために、いわゆる収容して服役させたという事柄から受ける全体的な一これは社会というふうなものではないに、むしろ私は少年犯の場合です。収容されたその少年の場合について、個人的な立場で尋ねたいのですが、収容されたその不幸な少年が、わずかの間の収容のためにこうむる心身ともとの影響というふうなものを考へて、これを収容して仮釈放というふうなことで生かすのであるならば、むしろわずかの間の収容というものはなくした方がよいのではないかと、こういうふうな点についてのいろ／＼な実例——あなたの方では結論は違ふと思ふので、私の言うような結論にはなかなかなさけないと思ふのですが、それじやなくても、わずかの期間はむしろ収容しない方がよからう、わずかの間収容したために、かえつて二犯、三犯の累犯の原因にもなつたかと思はれるような事例が相当たくさんあるのではないかとと思ひます。その点について実例

やあなたの方の調査の資料でもありましたならば、ここで承れば非常に参考になると思ひます。

○池田政府委員 短期の収容がどういふ影響を与えるかという点につきましては、いろ／＼問題がございまして、短期収容の弊害は相当研究いたされております。それで私も個々のケースについて、これはこういうことかと思はれるケースを時折見受けまゝす。それでその実態を突きとめて、こういう者はどういふふうな処遇したらいいのとか、基本的な扱い方を発見したいといふと、考へておりました。犯罪者予防更生法が発足いたしましたから三年になりますけれども、私のところの中央更生保護委員会の事務局におきましても、その面を専門に研究している担当委員も置いて、個別調査などからいろ／＼と、いろ／＼な方法をもつてその問題を検討いたしております。ただいまのところまだその結論を発見するまでに至つておりません。いづれこれがまとまりましたら、適当な形で御報告する機会があると思ひます。

○加藤(充)委員 今問題になりましたような事例のときには、私は、停止を解除するというような取扱ひをやつて、そういうまたひつぱつてしまふぞというふうなやり方じやなしに、むしろおほかか、これを全部、仮釈放でもいいが、釈放と同じ取扱ひをやつて、再犯を重ねた場合に、これを徹底的な収容とか、何とかいうような方向に切りかえて行くというやり方の方が見て関連いたして、私は重要なんじや

ないかと思ふ。停止を解除する規定を設けた、これが非常に進歩だと言われているが、そういう場合に当てはまる場合も確かにあると思ひますが、何せ少年の不定期刑で短期のようなものを考える。そうしてまた少年犯だといふ特別の質的な意味において重要視いたしまするときには、停止の解除というやうなことを、これが進歩だとか、改善だとかいうのではなくして、むしろこれは救われざる道に追ひ込むやうなやり方になりはしないか。しかもそれが保護観察司ですか——少年保護司ですか、保護観察司の具体的な実行と相まつて、きわめて冷たいものになり終りはしないか。しかもまた、その原因の一つになりまゝする引致状の発行というやうなことになる。これは、前の基本的な発行の場合よりも条件が緩和されて、判事補もこれを発行できるといふやうなやり方に行きまゝです。また、私もつて私は、せつかくの更生の道を、官僚的な無責任な、あるいはお手柄流に仕事をするといふやうなことになる。参りまして、むしろこの法律の改正は、事実上は改正でなくて、改悪になつて行く面を多分に疑わざるを得ないのであります。これは私も職業上あるいは私上、關係をしておりまして、あるいは聞き知つております大阪近辺の事例をあげる必要は、ここにはない。私は認めますけれども、そういう事例をあげて詳しくお話しすればなお徹底すると思ふのですが、どうもその点が私は、この改正の中で運営がうまく行くかどうか、むしろ改悪になるのではないかと懸念が強いのです。今の点で、停止を解除する——わずかな短期の場合、そうして、せつかく諸般の

事情を考慮されて仮釈放を受けたやうな人が、停止の解除という形になつて来て、いつまでも不安だといふやうなことになる。しかもそれが、今度は最初の引致状に比べて、再引致の場合には、引致状の発行条件が緩和されてゆるやかになるといふやうなことになる。まさしくその点がさらに強められて行くのではないかと思はれます。問題は少年犯の問題ばかりではなくして、むしろこれは一概に言つて現在の家庭制度の崩壊状態、一般的な暮しの問題、さらに一般的な社会全体の問題と関連があることで、これをただ小手先の仮釈放の取消し——停止の解除とかいふやうな技術面のこと、私は民族の宝とも言うべき青少年の訓練をやつて行くというやり方は、どうも一抹の危険——というよりも、多大の不安を持たざるを得ないので、その点を一つ最後にいたしまして、私の質疑を終ります。

○齋藤(三)政府委員 短期自由刑の弊害、ことに初犯の少年の短期自由刑をやめていただきたい、そういうお考えは私はまことにごもつとも存じます。現在少年法が改正になりまして、またさらに年齢等の改正もございまして、二十歳未満の犯罪をした少年については、家庭裁判所が十分調査をして、いろ／＼な複雑した、混乱した社会情勢において起つた少年の非行というものは、まずそれを矯正という面で家庭裁判所が考慮する。その面でもうしても諸般の事情からいけないうことを認めた場合に、初めて刑事処分を付するということにする、こういうふうなことにしまして、極力それに

つきましては短期自由刑の弊害を、こゝに少年については避けるという方針でございまして、また本法の運用にあたりましては、御意見の通り、形式的な運用によつて諸対象者の更生の芽をつまないうちに、十分注意をいたしたい、かように存じます。

○押谷委員 いま一点、この際法務府の御意見を伺つておきたいと思ふのであります。それはこの法律案の内容には直接関係はないのでありますが、国会における立法の秩序といった關係について伺ひするのであります。

国会に提出をされて、昨日でありましたか、本会議の決議を了しました法務府設置法等の一部を改正する法律案がありまして、その内容を伺いますと、この法務府設置法等の一部を改正する法律案の第二条で、犯罪者予防更生法——すなわちこの法律ですが、これの一部を改正いたしておるのであります。その改正点がまた相当実体に触れておりまして、たとえば設置法改正案で予防更生法の第三十一条の規定中、仮釈放を受ける者が重病あるいは重傷または危篤の場合には、仮釈放期間中本人の遵守すべき特別事項を定めなくてもよいという但書を削除いたしておる。あるいは第三十二条の規定中、この但書の趣旨を新たに設けておる。こういうように、犯罪者予防更生法に対する実体的な改正を法務府設置法の改正案でいたしておるのであります。

およそ一つの法律を改正する場合におきましては、その法律を改正する法律案を出されるべきでなければならぬと考へております。先年、弁護士法の改正を税理士法の改正においていたし

たために、弁護士法は法務委員会であつておる。税理士法は大蔵委員会であつておる。大蔵委員会に、さういふ立法の方法は国会における立法秩序を乱すものであるからいけないというので、抗議を申し入れたことがあります。法律はそれぞれの委員会において専門に研究をし、常任委員会が慎重にこれを審議いたしまして法律をつくつておるのであるが、その委員会に關係のないほかの委員会ではその法律を改正されるというやうなことは、立法秩序を乱すものであると考へられるのであります。この場合におきましても、設置法は内閣でこれを審議をし、内閣委員会の所管になつております。また犯罪者予防更生法は法務委員会であつておるのであります。同じ法務府から出て来る法律の改正で、こゝういふふうには内閣で審議をする設置法の内容で、犯罪者予防更生法の内容を實質的に改正をするというやうな扱い方、処置が、私は国会の立法秩序を乱しておるものではないかと考へるのであります。この点について政府の御意見を伺いたい。

○野木政府委員 ただいま御発言の点はまことにごもつともある点もあるかと存じますが、政府側といたしましては、実はこの法案が法務府設置法等の一部を改正する法律案といたしまして、法務府設置法の一部を改正する法律案でない形になつております。なお内容を申し上げますと、法務府設置法の一部を改正する法律案として、その附則で犯罪者予防更生法等を改正するといふ形にしませんで、いろいろの法律の改正を一つの法律でまとめたい。しかもそれは法務府設置法の一部

改正に牽連するものであるからという理由でまとめたいわけでありまして。御指摘のやうに、犯罪者予防更生法の一部改正のうちにおきまして、法務府設置法の一部改正から必然的に出て来る字句の読みかえとか、さういふ程度のもので、御指摘の通りだと思ひます。実はこゝういふことはあまり好ましくないといふ点も御意見の通りだと思ひますが、これを立案するに際しましては、国会の会期の關係もありましたし、またそのはみ出してゐる部分がさう重大な部分ではないといふこと、そして国会の審議に際しましては、本国会に提案された後に連合審査といふやうな手続もあつて、この点の審議もなし得る余地もあるのではないかとこの關係で、この法務府設置法等の一部改正案はただいま御指摘のやうな形になつたわけでありませんが、政府としてもなるべくならばこゝういふ場合には別々の法律案の形にした方がよいとは存じますが、今言つたやうな關係で、やむなくさうなつたわけでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○押谷委員 この内容の点についてはさほど異議を持つてゐる。また異議を述べなければならぬやうな改正があつたとは思ひぬのでありますが、このやり方が非常に好ましくない。今連合審査等のお話がありましたが、連合審査をやりましたも、所管が内閣委員会でありますれば、ただそこで発言をする程度であつて、実際に強力にこの改正につきましても、それ／＼の意見をそれに反映せしむるということとは困難な事情にあるのであります。こゝういふやうな立法をやられますと、その所管委員

会が知らないうちにわれ／＼が審議をした法律がかわつて行くといふやうなことがあり得る危険があるのでありますから、非常に好ましくないやり方だと思ひます。従ひまして、今後におきましてはぜひこゝういふことはおやめを願ひたい。特に犯罪者予防更生法の法律がかからぬのなら別ですけれども、現にこゝにかかつて審議をしており、向うにも法律がかかつて、その二つが平行して審議されておるのに、この内容がよそでかえられておるといふやうなことはきわめて好ましくないと存じますから、特に強力にその点を要望いたしておきます。

○龍野政府委員 ただいまの御意見はまことにごもつともな御意見でありまして、昔で言へば官制と法律と一緒に出たやうな形になつておりますことは、法案取扱の手續としてあまりおもしろくないことだと私も同感であります。先ほど政府委員から説明がありましたやうに、あまり重要でないものを二つの法案にするよりも、整理した方がよいといふ便宜主義でやつたことは、各常任委員会の今日の審議状況から見て、結果的に見て非常におもしろくないことは私も同感であります。今後にはかかることのないやうに、少くとも法務府關係の法案については、さういふことのないやうにやつて行きたいと存じておる次第であります。

○佐瀬委員長 他に御質疑はございせんか。——速記をとめて。

〔速記中止〕

○佐瀬委員長 速記を始めてください。

次会は明三十一日午後一時より開会

することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会